

# 泉佐野市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、実施要綱第4条第2項に定める各号の条件を満たすものをいう。

## (補助金の交付)

第3条 市長は、実施要綱第4条第1項に定める地域内で、合併処理浄化槽を設置しようとする者（実施要綱第4条第2項及び第3項に規定する各号の条件を満たすものに限る。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受け、合併処理浄化槽を設置しようとする者。
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾を得られない者。
- (3) 設置者と設置する土地の所有者が異なる場合に、所有者の同意を得られない者。
- (4) 補助金交付決定前に、浄化槽設置工事に着手した者。
- (5) 浄化槽の設置場所に、住民登録をしていない者又は転入等予定者で実績報告書の提出までに住所変更ができない者。
- (6) 市税を滞納している者。

## (補助金額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とする。ただし、別表の人槽区分欄に掲げる区分に応じ、同表の限度額欄に定める額を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額の人槽の判定は、設置しようとする合併処理浄化槽の人槽が、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」表（以下「算定表」という。）による算定基準を上回る場合は、算定表で

算定した基準の人員によるものとし、また第2のただし書により算定人員を減じて設置した場合は、その人員によるものとする。

ただし、居住の用に供する部分以外の用途を含む場合の補助金の限度額は、算定表で算定した居住の用に供する部分の基準の人槽とする。

#### (申請前検査依頼)

第5条 補助金交付申請書を提出する者は、申請前検査依頼書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請前検査依頼書の提出があった場合は、現場において現状(工事施工前であることを)を確認しなければならない。

#### (補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 工事請負契約書の写し(請負者の瑕疵担保について明記してあること)
- (4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書(様式第7号)
- (5) 設置者と設置する土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意書(様式第8号)
- (6) 全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (7) 工事代金見積書の写し
- (8) 住民基本台帳記録及び納税状況確認同意書(様式第13号)
- (9) 承諾書(様式第16号)
- (10) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと決定したときは、泉佐野市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付することが不相当と決定したときは、泉佐野市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

#### (変更等承認申請)

第8条 第7条第2項の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」と

いう。)が補助金の申請内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (中間検査)

第9条 補助対象者は、工事着手後、基礎工事が完了し、合併処理浄化槽を据付けする時点(ただし、現場打ち基礎底版でない既製品基礎底版を設置する場合は設置前とするが、やむを得ず設置後となる場合は製品仕様書及び工事写真等で、縦、横、厚みの各寸法がわかるものを提出すること。)で、中間検査を受けなければならない。

#### (工事完了の確認)

第10条 市長は、竣工検査依頼書(様式第10号)の提出があったときは、現場において確認しなければならない。

#### (実績報告)

第11条 補助対象者は、補助金に係る事業を完了した日から30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行なう場合にあっては、自ら行なうことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽設置工事の工程表
- (4) 浄化槽設置工事の写真
- (5) 工事完了届(様式第11号)
- (6) 工事費の請求書又は領収書の写し
- (7) 保証登録証(市町村用)
- (8) 浄化槽使用開始報告書
- (9) 浄化槽施工状況報告書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、泉佐野市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書(様式第 12 号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第 6 号)による補助対象者の請求により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 14 条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号のほか補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

3 市長は、第 1 項の規定による取り消しをした場合には、泉佐野市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付決定取消通知書(様式第 14 号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し補助金返還命令書(様式第 15 号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象額	人槽区分	限度額
設置工事費（注1）の40%  （千円未満切捨て。ただし、右記額を限度額とする。）	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円

（注1） 合併処理浄化槽の本体費用及び設置に必要な工事費（流入管、ます、放流管等の配管費用、汲取り便槽又は単独浄化槽の撤去費用、申請手数料等は含まれない。）